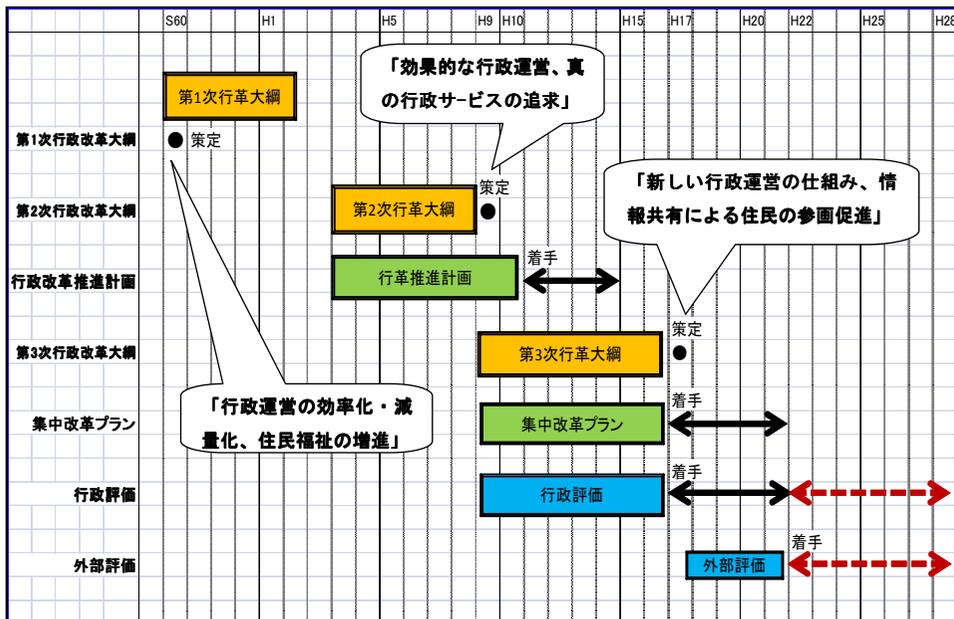


長久手市行政改革指針【概要版】

1. これまでの行政改革の取組総括について [本編 P5]



◇ 集中改革プランでは、財政削減を中心として一定の成果を挙げた。

2. 行政改革指針策定の必要性について [本編 P9]

- ◇ 人口増加による都市基盤の整備などのニーズの高まり
- ◇ 急速な人口増加に伴い、地域によっては、コミュニティが希薄化
 - 行政運営の仕組みを前進させ、来たる局面に対処しなければならない。

3. 指針が目指す将来像と基本方針について [本編 P13]

第2次新しいまちづくり行程表に基づいて構成する。

【将来像】

“一人ひとりに役割と居場所があるまち
～幸せが実感できるまち～”

【基本方針】

“3つのフラッグ
「つながり」「あんしん」「みどり」”



4. 指針を実現するための基本項目について [本編 P17]

2つの視点で基本項目を構成する。

- (1) 市民に向けた行政サービスの充実を目指した取組
 - 第2次新しいまちづくり行程表の「11の政策」

フラッグ1 つながり

- ① 住民の力を生かした新しい役割分担の仕組みをつくる
- ② 住民サービスを向上させる
- ③ 地域にある施設の活用を推進する

フラッグ2 あんしん

- ④ 地域一丸で、子育て支援を充実させる
- ⑤ 障がい者も要介護も認知症も大丈夫
- ⑥ 地域の安心安全をみんなで作る
- ⑦ 健康づくりの輪を広げ、いくつになっても元気で輝く

フラッグ3 みどり

- ⑧ 地球にやさしい低炭素社会をつくる
- ⑨ 魅力ある景観を創り出す
- ⑩ 公共用地を中心にまちの緑の森を増やす
- ⑪ “農”が持つ多様な役割をまちづくりに生かす

- (2) 行政運営を改善する取組

行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

- ・民間委託
- ・指定管理者制度
- ・PPP/PFI

財政マネジメントの強化

- ・公共施設等総合管理計画（公共FM）の運用
- ・統一的な基準による地方公会計の運用
- ・公営企業会計の導入
- ・第3セクターの経営の安定化

合理的・効率的な行政運営の推進

- ・組織内の横断的な連携改善の強化
- ・行政評価の実施
- ・自治体情報システムのクラウド化
- ・ICT化と業務改革の一体的な取組
- ・情報セキュリティの確保
- ・自治体間連携

5. 行政改革指針の位置付けについて [本編 P21]

行政改革指針は、本市の行政改革を進めるうえでの羅針盤としての役割を果たし、まちづくりの重要な方針となるものである。

【運用期間】 平成29年4月1日から次期総合計画が策定されるまで

【推進体制】 行政改革推進本部、行政改革推進部会

【諮問機関】 行政改革推進委員会（外部有識者等で構成する諮問機関）

【取組の検証】 行政評価（内部評価・外部評価）を活用し、PDCAサイクルを機能させ、改善を図る。